

公立大学法人宮城大学情報資産の運用、管理及び利用に関する規程

平成23年5月26日

規程第112号

目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 組織体制（第4条・第5条）
- 第3章 情報資産の利用（第6条―第17条）
- 第4章 情報資産の格付け及び管理（第18条―第22条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、公立大学法人宮城大学（以下「本学」という。）における情報資産の運用・管理及び利用に関する事項を定めることにより、本学の有する情報資産を適正に保護及び活用し、並びに情報資産の信頼性、安全性及び効率性の向上に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規程は、本学情報資産を運用・管理及び利用する全ての者に適用する。

（定義）

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 情報システム 情報処理及び情報ネットワークに関わるシステムで、次のものをいい、本学情報ネットワークに接続する機器を含む。
 - イ 本学が所有又は管理しているもの
 - ロ 本学との契約又はその他の協定に従って提供されるもの
- 二 情報資産 情報システム及びそこで取り扱われる情報をいう。ただし、別に定める場合を除き、情報は電磁的記録に限る。
- 三 情報セキュリティポリシー 本学の定める情報セキュリティ基本方針（平成21年4月1日制定）をいう。
- 四 実施規程等 情報セキュリティポリシーに基づいて策定される規程、基準及び計画をいう。
- 五 手順等 実施規程等に基づいて策定される具体的な手順、マニュアル及びガイドラインをいう。
- 六 全学責任者 情報資産の運用に全学的に責任を持つものをいう。
- 七 利用者 利用承認を受けて情報資産を利用する者をいう。
- 八 教職員等 本学に勤務する教職員（派遣職員を含む。）及び全学責任者が認める者をいう。
- 九 学生等 宮城大学学則（平成21年宮城大学規則第2号）及び宮城大学大学院学則（平成28年宮城大学規則第5号）に定める学群学生、大学院学生、研究生、科目等履修生、特別聴講生及び外国人留学生並びに全学責任者が認める者をいう。
- 十 学外者 教職員等及び学生等以外の者で、利用承認を受けて情報資産を臨時的に利用するものをいう。

十一 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

第2章 組織体制

(全学責任者)

第4条 本学に全学責任者を置き、情報システムセンター長をもって充てる。

- 2 全学責任者は、情報資産の整備及び運用に関し、実施規程等及び手順等の整備を行うものとする。
- 3 全学責任者は、情報資産の運用に携わる者及び利用者に対して、情報資産の運用、利用及び情報セキュリティに関する教育並びに実施規程等及び手順等の遵守を確実にするための教育を実施する。
- 4 全学責任者に事故あるときは、全学責任者があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。

(情報システムセンター運営委員会)

第5条 情報資産の円滑な運用のため、次の各号に掲げる事項について、情報システムセンター運営委員会（以下「運営委員会」という。）に審議を行わせる。

- 一 この規程及び全学向け教育の実施ガイドラインの改廃
- 二 情報資産の運用、利用及び教育に係る実施規程等及び手順等の制定及び改廃
- 三 情報資産に関する教育の年度計画の制定及び改廃並びにその計画の実施状況の把握
- 四 情報セキュリティの監査及びその実施状況の把握
- 五 インシデント（情報セキュリティに関し、意図的又は偶発的に生じる法令及び本学の規程等に反する事項又は事件をいう。）の再発防止の検討及び実施

第3章 情報資産の利用

(利用の目的)

第6条 情報資産の利用は、本学における教育、研究、管理及び運営、社会貢献その他全学責任者が認める目的に限るものとする。

(利用の承認及びその有効期間)

第7条 情報資産を利用しようとする者は、希望する利用形態に応じて、全学責任者に申請書を提出し、その承認を得なければならない。

- 2 全学責任者は、前号の申請書の内容が次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ運営委員会の議を経るものとする。
 - 一 外部用サーバー領域の申請
 - 二 グローバルIPアドレスの交付申請
 - 三 学外者の利用申請
 - 四 その他責任者が必要と認めた申請
- 3 第1項の場合において、利用者が学生等である場合には、当該学生等その身分を取得した時点で、本人に係るアカウントおよびホームディレクトリ領域の申請があったものとみなす。
- 4 第1項の場合において、利用者が学外者である場合には、当該学外者を受け入れる部門の責任者（以下「受入責任者」という。）が申請書を提出するものとする。
- 5 全学責任者が第1項の利用の申請を承認したとき、又は不承認としたときは、その旨を当該利用者又は受入責任者に通知するものとする。

6 前項の利用の承認の有効期間は、原則として次のとおりとする。

- 一 教職員等 その身分を有し、職務に従事する期間
- 二 学生等 その身分を有し、修学、研究又は研修する期間
- 三 学外者 利用承認を得た期間

(利用承認を得た申請事項の変更)

第8条 利用者又は受入責任者は、利用の承認を得た事項に変更が生じたときは、速やかに全学責任者に変更申請書を提出し、その承認を得なければならない。

2 全学責任者は、前項の申請事項の変更を承認したときは、その旨を当該利用者又は受入責任者に通知するものとする。

(利用の範囲)

第9条 全学責任者は、情報資産の管理上、必要に応じて利用者が利用できる範囲を設定することができる。

2 利用者は、前項で定められた利用範囲を超えて情報資産を利用してはならない。

(利用に関する規律)

第10条 利用者は、情報資産の利用に当たっては、次に掲げる事項を行ってはならない。

- 一 他の利用者の迷惑となること。
- 二 法令、宮城大学学則、宮城大学大学院学則及び公序良俗等に反する利用を行うこと。
- 三 他の利用者が公開していない情報資産を利用すること。
- 四 パスワードの漏えいなど情報セキュリティを低下させること。
- 五 身分を偽ること。
- 六 情報資産を汚損及び損傷すること。
- 七 前各号に定めるもののほか、全学責任者が別に定める事項。

2 利用者は、所定の認証手続きを経てなされた情報資産の利用の結果について責任を負わなければならない。

(返却)

第11条 利用者は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、該当する情報資産を直ちに返却しなければならない。

- 一 第7条に定める有効期間が経過したとき、又は承認が取り消されたとき。
- 二 情報資産の利用が不要になったとき。
- 三 前2号に定めるもののほか、全学他責任者が必要と認めたとき。

(運用及び管理の妨げの禁止)

第12条 利用者は、情報資産の運用及び管理の妨げになる行為を行ってはならない。

2 全学責任者は、前項に定める行為を防止するために必要な措置を講ずることができる。

(報告等)

第13条 全学責任者は、必要に応じて利用者に対し、情報資産の利用に関する報告を求めることができる。

2 利用者は、情報資産に障害が発生した場合及び障害が発生するおそれがあると認められる場合には、直ちに全学責任者に報告しなければならない。

(利用制限又は禁止)

- 第14条 全学責任者は、利用者がこの規程に違反した場合又は情報資産の運用及び管理に重大な支障を及ぼした場合には、当該利用者の利用を制限し、又は一定期間その利用を停止することができる。
- 2 全学責任者は、利用者の行為又は行為の結果を放置することにより、この規程の禁止事項に抵触すると判断される場合には、当該状態が改善されるまでの間、当該利用者の情報資産の利用を制限し、又は停止することができる。
- 3 前2項の規定により、情報資産の利用を制限又は停止した場合には、全学責任者は運営委員会に報告するものとする。

(利用者責任)

- 第15条 利用者は、情報資産に損害を与えた場合には、全学責任者の指示に従い、原状復帰、返却、又は弁償の責任を負わなければならない。

(運営及び管理上の制限又は停止)

- 第16条 全学責任者は、情報資産の運用及び管理上必要と認められる場合には、情報資産の利用を制限又は停止することができる。

(機密保護)

- 第17条 全学責任者及び情報資産の運用及び管理に従事する者は、情報資産上にある利用者の機密の保護に努めるものとする。
- 2 全学責任者及び情報資産の運用及び管理に従事する者は、いかなる場合においても、この規程に定める事項の維持又は保全の目的以外には職務上知り得た利用者の情報を利用し、又は第三者に開示してはならない。

第4章 情報資産の格付けと管理

(情報資産の格付け)

- 第18条 全学責任者は、情報資産について、電磁的記録については機密性、完全性及び可用性の観点から、書面については機密性の観点から当該情報の格付け及び取扱制限の指定に関する規定を整備するものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、全学責任者は、情報資産を取り扱う全ての者が当該情報資産の格付けについて共通の認識となるような措置を講ずるものとする。

(本学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止)

- 第19条 全学責任者は、本学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止に関する措置についての規定を整備するものとする。
- 2 情報システムを運用及び管理又は利用する者は、原則として、本学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止に関する措置を講ずるものとする。

(情報資産運用の外部委託管理)

- 第20条 全学責任者は、情報資産の運用業務の全部又は一部を第三者に委託する場合には、当該第三者による情報セキュリティが徹底されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報セキュリティポリシーの見直し等)

第21条 全学責任者は、情報セキュリティポリシー、実施規程等及び手順等の見直しを行う必要性の有無を適時検討し、必要があると認められた場合には、その見直しを行うものとする。

2 情報資産を運用及び管理又は利用する者は、自らが実施した情報セキュリティ対策に関連する事項に課題又は問題点が認められる場合には、当該事項の見直しを行うものとする。

(委任)

第22条 この規程に定めるもののほか、情報セキュリティ、情報資産の利用等に関し必要な事項は、実施規程等及び手順等で別に定める。

附 則

1 この規程は平成23年5月26日から施行する。

2 宮城大学情報ネットワークシステム利用規程（平成21年規程第59号）は、平成23年5月26日をもって廃止する。

附 則（H28.3.23 第107回理事会）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（H29.3.22 第120回理事会）

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(学部に係る経過措置)

2 この規程の施行の日から学部在籍する者が当該学部在籍しなくなる日の属する年度の末日までの間における改正後の公立大学法人宮城大学情報資産の運用、管理及び利用に関する規程第3条第9号の規定の適用については、「学群学生」とあるのは、「学群学生、学部学生」と読み替えるものとする。

附 則（H30.3.28 第135回理事会）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。